事　務　連　絡

平成30年（2018）10月31日

居宅介護支援事業者　様

出雲市健康福祉部高齢者福祉課

退院・退所加算について

平素から出雲市政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

　さて、表題の件については、平成30年度介護報酬改定により、加算内容等が変更されておりますが、複数の居宅介護支援事業所から「退院・退所加算におけるカンファレンス」について問い合わせがありました。

つきましては、下記のとおり参考資料を送付しますので、確認の上、適正に処理いただきますよう、よろしくお願いします。

記

１．参考資料「退院・退所加算」　　4枚

２．退院・退所加算におけるカンファレンスについて

（１）各カンファレンスの要件が、参考資料2枚目（3）その他の留意事項に記載。

（２）特に、イ 病院又は診療所は、「診療報酬の算定方法」退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものと記載されていますが、平成30年度診療報酬改定により要件が緩和されているので、留意ください。

以下、退院時共同指導料2の注3　抜粋（下線部分が改正箇所）

「…入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等※１が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士※２、介護支援専門員（介護保険法第７条第５項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第３条第１項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第３条 第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか３者以上と共同して指導を行った場合…」

※1　看護師等＝保健師、助産師、看護士、准看護士

※2　訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士。

＜問合せ先＞

出雲市健康福祉部高齢者福祉課

介護給付係

TEL：0853-21-6972（直通）

FAX：0853-21-6974